

# 占領と宗教—比較の中の政教分離原則— —カリブ海諸国と日本(3)

北 原 仁

はじめに

- I 日本国憲法の成立過程と信教の自由
  - 1 ポツダム宣言と神道指令
  - 2 「神道指令」の成立過程
  - 3 国家神道の歴史的観点
- II マッカーサー草案と宗教
  - 1 宗教課と憲法草案作成
  - 2 宗教課担当者の証言
- III 合衆国の膨張と「権利章典」
  - 1 合衆国の膨張
  - 2 信教の自由の比較
  - 3 政教分離と公金支出の禁止規定（以上第26号2号）
- IV 合衆国の占領地の組織法および憲法
  - 1 組織法および憲法の宗教条項の検討
  - 2 公務就任と宗教的宣誓
  - 3 組織法と憲法の宗教規定の検討
  - 4 日本国憲法の制定過程と憲法の文言
- V 1952年のプエルトリコ憲法の制定過程
  - 1 憲法制定議会での議論
  - 2 憲法制定議会における宗教条項に関する議論
  - 3 州憲法と宗教条項
- VI プエルトリコ憲法と司法審査
  - 1 合衆国連邦最高裁判所とプエルトリコ（以上第27号2号）
  - 2 プエルトリコの司法制度
  - 3 司法権と司法審査
    - (1) 訴訟要件と最高裁判所判例
    - (2) 司法審査と憲法判断回避の準則
  - 4 プエルトリコの司法審査基準
- VII プエルトリコにおける信教の自由と政教分離原則
  - 1 原告適格—政教分離原則と納税者訴訟
  - 2 信教の自由・政教分離原則と最高裁判所判例
  - 3 政教分離原則をめぐるプエルトリコ最高裁判所判決
    - (1) 政教分離原則とプライバシーの権利（以上本号）

## 2 プエルトリコの司法制度

プエルトリコ憲法は、司法権について「プエルトリコの司法権は、最高裁判所および法律の定めるところにより設置する下級裁判所がこれを行行使する」と定め、合衆国憲法3条1節前段の文言に酷似する規定を掲げている<sup>1</sup>。この規定を受けて、1952年の司法組織法 (la Ley de la Judicatura de 1952) は、①最高裁判所 (Tribunal Supremo)、②高等裁判所 (Tribunal Superior) および③地方裁判所 (Tribunal de Distrito) という三審制の司法組織を設けた。

1992年、プエルトリコ総督選挙の際に、司法改革が突如争点として持ち出され、控訴裁判所 (Tribunal de Apelaciones) が設けられたが、すぐに廃止されることとなった。それゆえ、この法律の制定と廃止の過程は、「良案もこれを採用する者の不適切な動機が見透かされて、どのようにして失敗するかという物語である」と指摘されたのである<sup>2</sup>。その後、1994年には、司法組織は、①最高裁判所 (Tribunal Supremo)、②巡回控訴裁判所 (Tribunal de Circuito de Apelaciones) および③第一審裁判所 (Tribunal de Primera Instancia) に改編された (la Ley de Judicatura de 1994)。しかし、この1994年の改正について

1 したがって、同じ合衆国憲法をモデルとした日本国憲法の規定にも類似している。これらの条文も、以下に掲げる。拙稿「合衆国の占領と憲法—各国憲法と連邦領組織法の法文対照表」『駿河台法学』25巻1号 (2011年) 221～2頁。

アメリカ合衆国3条1節前段「合衆国の司法権は、一つの裁判所および連邦議会が随時設置することができる下級裁判所に属する」。

(The Judicial Power of the United States, shall be vested in one supreme Court, and in such inferior Courts as the Congress may from time to time ordain and establish.)

日本国憲法76条1項「すべての司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」。

(The whole judicial power is vested in a Supreme Court and in such inferior courts as are established by law.)

プエルトリコ憲法の原文は、以下のとおりである。

(El Poder Judicial de Puerto Rico se ejercerá por un Tribunal Supremo, y por aquellos otros tribunales que se establezcan por ley.)

2 ÁLVAREZ GONZÁLEZ, José Julián, “La nueva ley de la judicatura y la competencia obligatoria del Tribunal Supremo: Algunas jorobas de un solo camello,” *Revista de la Academia Puertorriqueña de Jurisprudencia y Legislación*, V. VI, 2004, p. 2.

は、「最高裁判所は、この司法改革の最大の敗者である」と指摘されている<sup>3</sup>。要するに政治的思惑から最高裁判所の裁判官の増員を図るために、最高裁判所に控訴の受理を押し付け、その仕事を増やしたといういわば本末転倒の改革を行ったのではないかというのである。それゆえ、「結局、新たな義務とされた権能は、最高裁判所をさらに渋滞させ、国法の是正機関という性格を軽んずるという二重の結果をもたらすであろう」と警告されることにもなり<sup>4</sup>、「1994年の司法改革は、早急な細作を必要としている」と指摘されたのである<sup>5</sup>。

その後、2003年のプエルトリコ自由同盟司法組織法 (la Ley de la Judicatura del Estado Libre Asociado de Puerto Rico) によって、司法制度は、以下の三層構造からなるとされた。すなわち、①最高裁判所 (Tribunal Supremo)、②控訴裁判所 (Tribunal de Apelaciones) および③第一審裁判所 (Tribunal de Primera Instancia) である。

さらには、2013年法律18号によって、三審制の裁判所組織は維持されつつも、その権能は修正された。その修正の目的は、立法理由で以下のように説明されている<sup>6</sup>。

「プエルトリコ自由同盟憲法第5条第2節は、『プエルトリコの裁判所は、裁判権、作用および運営について統一的な司法制度を組織しなければならない。立法議会は、最高裁判所を除いて、この憲法に抵触しないかぎり、司法組織の権限と組織を設けることができ、これらを定めることができる』と規定する。この権限に基づいて、1952年から今日まで立法議会は、法律によって終審として、またプエルトリコ自由同盟憲法と法律の最高位の解釈者としての憲法上の機能を実現できるように最高裁判所の権能を定めてきた」。そして、「1952年に公布された最初の司法組織法では、審理裁判所として高等裁判所が言い渡したすべての判決について最高裁判所に上訴する権利が設けられた」。しかし、これによって、最高裁判所の負担が重たくなり、裁判が遅延する結果がもたらされた。そこで、控訴裁判所を設けて、負担の軽減をはかったものの、十分ではなかった。

3 *Ibid.*, p. 8.

4 *Ibid.*, p. 14.

5 *Ibid.*, p. 15.

6 [www.ramajudicial.pr/sistema/.../civil/Ley-Num-18.pdf](http://www.ramajudicial.pr/sistema/.../civil/Ley-Num-18.pdf)

2003年の法律では、「①合衆国憲法とプエルトリコ自由同盟憲法に基づいて、法律、合同決議、共同決議、公共機関・組織の規則もしくは規程または条例を違憲とした控訴裁判所が言い渡した終局判決を審査する、②控訴裁判所に控訴された事件において複数の控訴裁判所の間で矛盾が生ずるという二つの場合に上訴できることとし、最高裁判所の権能が限定された」。しかしながら、それでも負担は重く、「そのために、控訴裁判所の中間行為および第一審裁判所の中間手続的な性質の事件に関する控訴裁判所の決定または判決を審査する最高裁判所の管轄を制限した。こうして、立法議会は、サーシオレイライの申立てに例外的で特別の救済であるという特性を強調する必要があると考えたのである」。

したがって、改正法では、最高裁判所の権能は、次のように規定され、中間行為に対するサーシオレイライの申立ては認められないとしている。

最高裁判所の権能は、「裁量判断により発せられるサーシオレイライの決定によって、訴訟規則または特別法に定められた規定に従って、控訴裁判所に提起された第一審裁判所の終局判決を審査するために、控訴の申立て、行政審査の申立てまたはサーシオレイライの申立てを取り扱う控訴裁判所の終局判決を審査することである」(3.002条d)。

以上の法改正は、最高裁判所の憲法裁判所としての役割を強化しようとする改革であると考えられる。

### 3 司法権と司法審査

#### (1) 訴訟要件と最高裁判所判例

連邦憲法と異なり、プエルトリコ憲法は、前述したとおり5条4節で司法審査権を明示的に認めている。そこで、合衆国連邦最高裁判所に対する上訴とは別に、プエルトリコ最高裁判所の司法審査権の行使の在り方が問題となる。最高裁判所は、1958年6月27日の自由共和国同盟対アグアヨ事件において、この司法審査権について説明をこころみている<sup>7</sup>。この事件は、「プエルトリコの司法の独立と司法審査法理のパラダイムである」とも評されているように、訴訟要件の準則を明らかにしている<sup>8</sup>。この法廷意見は、プエルトリコ自由同盟憲

7 E.L.A. v. Aguayo, 80 DPR 552 (1958); ÁLVALEZ GONZÁLEZ, *op. cit.*, pp. 17-8.

法が制定されてから数年の後に書かれたが、一貫して合衆国の判例と学説を取り入れようとしている。しかし、「最高裁判所は、大陸法を元にする国々に由来する裁判のモデルの可能性も徹底的に論ずることもできた」はずである。いずれにせよ、「憲法の紛争について司法審査と裁判にかかわるプエルトリコ法固有の法理を創設する機会は失われた」ことは問題であるとしても、当時の歴史的文脈の中において、司法の独立を守った意義は大きいとしてこの判決は高く評価されている<sup>9</sup>。

この事件は、都市再開発による土地の強制収用に関するものである。国とプエルトリコ住宅局 (Puerto Rico y la Autoridad Sobre Hogares de Puerto Rico) が原告として、マルティン・アグアヨ (Martín Aguayo) を被告として民事訴訟規則の規則 7(d)に基づき高等裁判所 (el Tribunal Superior) に訴えを提起した。しかし、高等裁判所は、土地収容を認めたので、アグアヨは、都市再開発の対象とされる地域に居住していなかったにもかかわらず、土地収用に関する法律とこれに基づく住宅局の処分の変憲性を主張し、最高裁判所に上訴した。

最高裁判所は、「裁判所に提起された事件が当事者同士の共謀、学術問題または虚偽 (colusiones académicas o ficticias) か否かを定める裁判所の権能とは何なのかを始めに明らかにするのが適切である」と述べて、合衆国の州最高裁判所の判決に言及した上で、合衆国連邦裁判所のトニー首席裁判官による1850年の判決文を次のように引用する<sup>10</sup>。

「裁判所の役割は、個人の権利と財産権について利害の一致をみないときに、この個人の権利と財産権について裁定することである。そして、一方の当事者が虚偽の争いによって、自分の利益を企て、また特定の意図をもって知りたいている法律問題について裁判所の見解を得ようとしても、訴訟で対立している両当事者として出頭する者同士の間にある実体のある争いがなければ、これは濫訴となり、裁判所は常にこの濫訴を許しがたいとし、侮辱罪であ

8 RAMOS GONÁLEZ, Carlos E., “Derecho constitucional: E.L.A. v. Aguayo o los albores de la independencia judicial puertorriqueña,” *Revista Jurídica de la Universidad Interamericana de Puerto Rico*, V. XXXIV, Núm. 3, 2000, p. 640.

9 *Ibid.*

10 E.L.A. v. Aguayo, *cit.*, p. 561; Lord v. Veazie, 8 How. 250 (1850), p. 254.

ると考えてきた」と。

そして、最高裁判所は、事実の内容を次のように要約する<sup>11</sup>。

- ① 原告の住宅局は、自局の連邦職員と証券所有者の弁護士の疑義を払拭するために都市再開発法の合憲性についてこの裁判所の意見を求めるというのが唯一の目的で、訴えを提起した。
- ② (a) 被告のマルティン・アグアヨは、この訴訟に個人的で実在する利害をもっていなかったし、今もっていないし、訴訟を続ける気もない。  
(b) アグアヨは、この訴えが何らの費用も煩わしさもないので被告となったことを、当初認めていた。  
(c) アグアヨは、当局から金銭を受け取ったとき、自分の財産を売ったものだと思じた。  
(d) 「愛国主義と公共精神」という理由と、友人を「喜ばせ」たいがために、訴訟の継続を後になって承諾した。
- ③ 住宅局が、以下の点についても訴えの両当事者を完全に支配していたことにいささかの疑問も生じる余地はない。
  - (a) 被告弁護人の選任
  - (b) 費用の全額負担
  - (c) 手続きの全体的な遂行
  - (d) 両当事者の契約と主張を含む（控訴の書類を除く）全文書の検討と作成
  - (e) 住宅局の弁護人を通じて被告とその弁護人との関係を誘導し、この関係を完全に名目的なものにしたこと。

ついで、判決文は、民事訴訟規則の規則7(d)を引用する<sup>12</sup>。

「契約の場合と手続き。民事訴訟を発生させようような紛争の当事者は、訴えが開始されたなら、弁論なしに、管轄権を有する裁判所に当事者の権利を確定するために実在する実際の争訟（una controversia real y efectiva）が存在し、それが善意に基づくものだという趣旨の宣誓をとまう事実の約定に基づくことができる。したがって、争いは、訴訟と考えられ、その後のすべての手

---

11 *Ibid.*, pp. 581-2.

12 *Ibid.*, p. 582.

続きは、この規則によるものとする」。

最高裁判所は、このような規定は、連邦法には存在しないものの、大多数の州にはあって、とくにコロラド州のものに近く、その趣旨は、事実を争わないことによって、迅速かつ安価な解決方法を提供しようとするものであると指摘する。そして、「実在する争訟」の意味を検討し、次のように論じている<sup>13</sup>。

「連邦最高裁判所が確立したことは、『実在する争訟とは、対立する法的利益を有する当事者の法的関係に影響を与えるような、确实で具体的なもの (definida y concreta) でなければならない』ということである。それは、『実在し実体のあるもの (real y substancial)』でなくてはならならず、『終局的な判決による特別の救済』を認めるもので、この点で『仮定の事実適用できる法とはどのようなものかということを示す意見とは異なる』。それは、『法的な裁定に適したもの』であって、『仮定もしくは抽象的な性格の対立または論争や学術的もしくは虚偽のものとは、区別される』のである」と。

したがって、本件の場合は、「認定された事実と適用される法律を考えれば、民事訴訟法規則の規則7(d)から求められているような『実在する実際の争訟』をこの訴えは提示するものではないという結論とならざるをえない」と判示した<sup>14</sup>。また、合衆国の多くの判例を挙げて、「見逃すことのできない公益 (in-negable interés público)」の観点から訴えが可能であるという主張に対しては、「引用の判例とその他の多くの判例を精査しても、当事者の片方が訴訟に利害をもたず、訴訟を続ける気もなく、また他方の当事者がすべての手続きと起案を完全に支配していたということが明らかにされた以上、裁判所が訴えの本案を裁定した事件は一つも見つけることができなかった」と判示している<sup>15</sup>。

この判決で示された様々な基準は、その後のプエルトリコの最高裁判決で厳格に維持されているとまでは言えないまでも、おおよそのところ尊重されていると考えられる<sup>16</sup>。

13 *Ibid.*, pp. 583-4. アメリカでは、「憲法の定める事件 (cases)・争訟 (controversies) に該当するか否かをめぐって司法権の範囲が議論され」、「事件性・争訟性、あるいは単に『事件性』と呼ばれ、司法の中核的概念を形成している」のである。河野 敬「司法判断適合性・1事件性」芦部信喜編『講座憲法訴訟第1巻』(有斐閣, 1987年) 224頁。

14 *Ibid.*, pp. 591.

15 *Ibid.*, pp. 591-2.



## (2) 司法審査と憲法判断回避の準則

最高裁判所は、この事件でとくに論点の中心を占める司法審査制について次のように言及する<sup>17</sup>。「周知のごとく、司法審査は、我々の政治秩序の著しい特徴であることを忘れてはならない。歴史環境とジョン・マーシャルの独創的な才能によって、19世紀初頭の北アメリカの暁の中でこの司法審査の誕生と発展が促された」と。司法審査制度は、その後も発展し続けたが、合衆国連邦最高裁判所は、法律の合憲性を判断するという「重大かつ繊細な任務」を遂行することが求められるさいに、司法審査権の行使について自己抑制の基準を定めてきた。この準則を典型的に整理し示したのがブランドイス裁判官のアシュワンダー事件 (Ashwander) の賛成意見であった。それは、以下の基準である<sup>18</sup>。

- ① 「裁判所は、友好的つまり非対審手続きでは合憲性の判断をしてはならず、そうした疑問を解決するのは、実在する本物の紛争を裁定する最終手段であって必要な場合のみ適切であるから、憲法判断を回避しなければならない。」
- ② 「裁判所は、憲法問題について、その裁定が必要となっていないのに先取りして判断を下してはならない。」
- ③ 「裁判所は、憲法準則について、これを適用できるだけの過不足のない事実を超えて必要以上に広範な準則を定立してはならない。」
- ④ 「裁判所は、別の方法で、事件を処理できる根拠が提出されているなら

16 ÁLVALEZ GONZALEZ, José Julián, *Derecho constitucional de Puerto Rico y relaciones constitucionales con los Estados Unidos*, Temis, Bogotá, 2010, pp.

17 E.L.A. v. Aguayo, *cit.* p. 596.

18 *Ibid.*, p. 596; Ashwander v. Tennessee Valley Authority, 297 U.S. 288 (1935), p. 287. 要するに、アシュワンダー事件で、ブランドイス裁判官は、これは立法の合憲性判断を求める株主訴訟であって、原告は現実の財政的利益をもたないと判断したのである (STRUM, *op. cit.*, Philippa, (ed.), *Brandeis on Democracy*, University Press of Kansas, 1995, p. 191.)。ブランドイス裁判官は、司法権の任務について次のように言及する。「最高裁判所は、連邦議会の行為が適正であるかについて判断を下す際に、自己の機能の『大変な重みと細心さ』に何度も注意を喚起しており、この機能の実行について、連邦裁判所の管轄権は実際の事件と争訟に限られ、助言的な意見を提示する権限をもたないと力説して、限定してきた」と。その上で、7つの原則を展開しているが、プエルトリコ最高裁判所判決は、こうした準則を要約した形で挙げている。



ば、記録上適切に提起されていたとしても、憲法問題について判断してはならない。」

- ⑤ 「裁判所は、法律が適用されて損害が発生したことを証明できない者の不服に基づいて、その法律の有効性を判断してはならない。」
- ⑥ 「裁判所は、受益者の申立てに基づいて、法律の合憲性を判断してはならない。」
- ⑦ 「連邦法の有効性の合憲性について重大な疑義が提示されても、本裁判所は憲法問題を回避できるような法律の合理的解釈の有無を確かめなければならぬというのが中核的原則である。」

以上のような憲法判断回避の原則を打ち立てた合衆国の判例準則を挙げたうえで、プエルトリコ最高裁判所は、法令審査権について説明する<sup>19</sup>。「我々の憲法の第5条第4節は、法律が違憲であると布告する権能を明示的に認めて、『この憲法および法律に従って、裁判所を構成する全裁判官の多数によらなければ、いかなる法律も、違憲と宣言してはならない』と規定する。そうした制限は、連邦憲法にも合衆国の州の大部分にも見られないものである」と。そして、憲法制定議会での司法権に関する発言を次のように引用している<sup>20</sup>。

「私が言いたいのは、憲法問題に関心のある人たちが時間をかけて議論しているのは、裁判官の小さな集団が……人民の表明した意志に逆らう特権をもつのは適切なものか、合理的なのかどうかということである」と。

このような発言は、憲法制定会議が法令審査権の重みを意識していたからであるとして、最高裁は、次のように述べている<sup>21</sup>。「間違いなく、憲法制定会議は、この司法作用の『重大性と繊細さ (la gravedad y delicatexa)』を十分意識し、連邦裁判所が自発的にしてきた以上にこの作用を限定するよう働いた」と。

したがって、「司法審査の基本原理においては、統治行為の合憲性について対立する訴訟当事者の現実の争訟の範囲で裁判され、その争訟では、訴訟当事者間に生まれた紛争を解決するために、行為の合憲の有効性を判断することが不可欠でなければならない。仮に、我々がこの原則を捨てて、そのかわりに

19 *Ibid.*, p. 599.

20 *Ibid.*, p. 600.

21 *Ibid.*

『公益 (interés público)』原理を置くとするなら、我々は、数えられないほど多くの場合、この裁判所を「公益」を害する政府の活動に対する最終的な拒否権を押しつける権能を有する嫌悪すべき「第三の院 (tercera cámara)」または最高諮問会議 (consejo supremo) に変えることとなるだろう」。つまり、司法権の強大化についても懸念すべきであるから、「我々が必要とされる英知をもっていたとしても、人民の主権を尊重し、プラトンが『国家』のなかで哲人王 (los filósofos-reyes) に割り当てた役割を果たすことは、我々の社会では拒否しなければならないのである」<sup>22</sup>。

しかしながら、この判決は、司法審査原理の根拠としたアシュワンダー事件判決の当時の歴史的・政治的背景に十分注意を払っていないし、ブランダイス裁判官の法思想にも触れていない<sup>23</sup>。アシュワンダー事件は、ニューディール計画の一環としてテネシー峡谷にダムを建設し電気を売るという計画を定めた連邦法は契約の自由を侵害するとして、民間電力会社の優先株主がこの法律の合憲性を争って出訴したたものである。この判決は、「ニューディールがもたらすべきもつとも社会主義に近いもので、反動的だといわれる裁判官からなる法廷のほとんど全員一致で支持された」と指摘されている<sup>24</sup>。この判決が下されたのは1935年であるが、ローズベルト大統領と連邦最高裁判所との間に、ニューディール立法の合憲性をめぐって対立があり、1937年に大統領がいわゆる「最高裁判所封じ込め計画」を実行しようとしたことはよく知られている。この事件で大統領の最高裁判所に対する態度がどの程度影響したのかについては議論の余地があるだろう<sup>25</sup>。いずれにせよ、この判決で展開された「憲法判断回避」の原則が、合衆国の歴史的文脈とは切り離されたかたちでプエルトリコに導入されたのである。

22 *Ibid.*, p. 603.

23 「ブランダイスは、連邦制度については熱烈な支持者であった。統治権の多くが連邦制度によって連邦ではなく州にとどめ置かれからであり、州政府は、社会の変化に対応できるような政策を常に試してみる必要があるので実験室として使えるからであった」。確かに、「大恐慌の経済危機の後にはなおさらのこと、政府の活動が必要とされた。にもかかわらず、彼の処方箋は、すべてできるだけ政府の関与を少なくしようと考えられたものであった」。STRUM, *op. cit.*, p. 186.

24 CUSHMAN, Barry, *Rethinking the New Deal Court: The Structure of a Constitutional Revolution*, Oxford University Press, New York, 1998, p. 34.

アグアヨ事件は、プエルトリコにおける司法権と司法審査制の土台となり、その後の法令審査権の展開の道筋を設定した。この事件における司法権の行使については、いわゆるブランダイス準則に基づく以上、謙抑的であったといえる。しかし、その後の判決には、いわゆる司法積極主義 (el llamado activismo judicial) と考えられるものもある。たとえば、フィゲロア・フェレル対プエルトリコ自由同盟国家事件 (Figueroa Ferrer v. E.L.A.) がこれにあたる。この事件では、プエルトリコ民法の離婚事由には、「協議離婚 (divorcio mutuo)」が規定されていなかったのに対して、プエルトリコ憲法の2条1節「人間の尊厳 (La dignidad del ser humano) は、不可侵である」および同条8節「何人も、その名誉、名声および私生活と家族生活に対する侵害から法律によって保護される権利を有する」という規定に基づいて、「協議離婚」が認められた<sup>25</sup>。この判決では、憲法の規定はプライバシーの権利を認めていると解している点にも特徴がある<sup>27</sup>。

しかしながら、最高裁判所は、プライバシーの権利と人間の尊厳の保護の根拠を憲法の規定に求めることができる点で、合衆国の状況とは異なるとも指摘している<sup>28</sup>。この点では、日本のプライバシーの権利をめぐる学説と判例も、合衆国ではなくプエルトリコの状況に近いといえる。

25 ニューディール期の一連の判決をもっと広い歴史的文脈に位置づけるべきだという主張がある。1923年、著名な法曹や学者たちが、「アメリカ法研究所 (the American Law Institute)」を立ち上げた。その目的は、当時のコモン・ローの複雑で錯綜した状況をランゲデル (Langdell) (19世紀末、事例研究による教育方法 (casebook method) を導入した) の考え方にそって再編することであった。「1934年までに、ヒューズ (Hughes)、ストーン (Stone) およびカードozo (Cardozo)、つまり再編集計画の創設者たちは、合衆国最高裁判所に席をえていた。そして、同年までに再編集運動の最初の創立委員は、ランゲデル教育法の支配の時代に熟練した法律家となり、連邦の憲法に再編州方法論を刻印し始めていた」のである (*Ibid.*, p. 154.)。そして、「この刻印が、どこよりもはっきり出ているのが、ネビア対ニューヨーク事件判決 (Nebbia v. New York, 291 U.S. 502 (1934)) であった」。この事件では、ニューヨーク州当局のミルク価格規制が実体的適正手続き (この場合、財産権の保障) を侵害するとして争われた。最高裁は、ミルクの価格も公益に関係するとして、従来の公益と私益の截然論を撤回し、価格規制を合憲であるとした (*Ibid.*, pp. 154-5.)。このような最高裁の考え方の流れに、アシュワンダー事件判決を位置づけることも可能であろう。

26 *Figueroa Ferrer v. E.L.A.*, 107 D.P.R. 250 (1978).

## 4 プエルトリコの司法審査基準

アグアヨ事件の最高裁の判決理由に示されているように、プエルトリコの司法審査権は、アメリカ合衆国の連邦最高裁判所と同様に強力な権限であること

27 この判決は、最高裁判所がプライバシーの権利を認めた先例に触れ、「すでにプライバシーの権利 (*derecho a intimidad*) の広範性に言及してきた」と述べ、さらに別の最高裁判所判決を引用して次のように論ずる。

「人間の基本的権利の周りに組織され、こうした権利によって組織された民主主義社会においては、国は、家族関係のような感情的で敏感な心の糸への干渉は最小限にしなければならない。私生活への侵入は、健康および公共の安全または被害者の生命と幸福に対する権利という優越的な理由から必要とされるときにのみ、許されるものでなくてはならない。また、プエルトリコ自由同盟国家憲法は、人間の尊厳が不可侵であると宣言し、出生、素性または社会的地位を理由として差別してはならないとするときにも、そう求めている」と (*Ibid.*, p. 260.)。

そして、「プライバシーの権利と人間の尊厳に拡大された保護については、「憲法は、この権利と保護を明文をもって承認しているのである」と説示して、これらの根拠を憲法の明文規定に求めている (*Ibid.*, p. 261.)。

28 「合衆国の状況は、異なる。プライバシーの権利の本当の起源は、正確には決められていない。この権利は、合衆国憲法修正第5条と第14条の法の適正手続きに関する条文の『自由』の言葉から採られ」と説明し、ロウ対ウェイド事件 (*Roe v. Wade*, 410 U.S. 113, 153 (1973)) を引用している。これ以外にも、その論拠として修正9条 (*Griswold v. Connecticut*, 381, U.S. 479, 486-99 (1965)) や特権および免責条項 (*Doe v. Bolton*, U.S. 179, 200 (1973)) や論文などを掲げている (*Ibid.*, p. 261.)。

そして、プライバシーの権利の意義を次のように説示している。「プライバシーの権利は、その起源が曖昧であるにもかかわらず、合衆国で大変な勢いで発展した。『不可侵の人格 (*la personalidad inviolable*)』原則に関するウォーレンとブランドアイスの論文は、大変な衝撃を与えた (*Warren & Brandeis, The Right to Privacy*, 4 *Harv. L. Rev.* 193, 205 (1890))。オームステッド対合衆国事件 (*Olmstead v. United States*, 277 U.S. 483, 4788 1928)) における有名な少数意見で、ブランドアイスは、プライバシーの権利について『諸々の権利のうちでもっとも包括的なものであり、文明人がもっとも高く評価する権利』であると述べている。その後の判決でも、この権利は、承認されて、拡大し続けた。1965年、合衆国連邦裁判所は、この権利にも基づいて州法を無効とした (*Griswold v. Connecticut*, 381, U.S. 479, (1965), *En Eisenstadt v. Baird*, 405 U.S. 438) (*Ibid.*, p. 261.)。もちろん、今日ではプライバシーの権利の意義について、様々な説明が試みられている (J・ルーベンフェルド/後藤光男・森下史郎・北原 仁訳『プライバシーの権利』(敬文堂, 1997年) 参照)。

前提にしつつ、自己抑制の必要性を強調している。この自己抑制は、合衆国の連邦最高裁判所判例の基準にならっており、その準則は、積極的要件と消極的要件に分けられ、その内容は次のように整理できる<sup>29</sup>。

- (A) 積極的要件（憲法判断が可能である要件）
  - ① 事件または争訟が問題となっていること。
  - ② 裁判所が事件と人物に対し裁判管轄権を有すること。
  - ③ 申立人が原告適格を有すること。
  - ④ 裁判であるか否かを問わず、すべての手段が尽くされていること。
- (B) 消極的要件（憲法判断が否認される要件）
  - ① 事件が学術問題であること。
  - ② 政治問題が取り扱われていること。
  - ③ 諮問的意見が問題となっていること。
  - ④ 事件が判決を言い渡すほど成熟していないこと。
  - ⑤ 偽りの訴訟であること。

以上の要件に加えて、司法権は、他の統治部門の行為を尊重するという一般的な準則がある<sup>30</sup>。

- ㉞ 法律は、合憲であると推定されなければならない。立法府の決定は、正当性の推定を受ける。
- ㉟ 提起された事件を解決するのに必要な範囲を超える憲法準則を定めてはならない。
- ㊱ 他の種類の根拠があるならば、憲法問題に入ってはならない。
- ㊲ 法律の合理的な解釈によって問題を回避し、当該法律の瑕疵を治癒することができるならば、合憲性を判断してはならない<sup>31</sup>。

このように、プエルトリコ最高裁判所の憲法判断の準則は、アメリカ合衆国連邦最高裁判所が積み重ねてきた判例の準則に依拠している。しかしながら、両裁判所が決定的にことなるのは、プエルトリコ最高裁判所の判決に対しては、合衆国連邦最高裁判所に上訴できる点である。プエルトリコは、「合衆国に属するものの、その一部ではない未編入領土 (territorios no incorporadas)」を

29 MALAVET VEGA, Pedro, *Derechos y libertades constitucionales en Puerto Rico*, Ediciones, Lorena, Ponce, Puerto Rico, 2003, pp. 175-6.

30 *Ibid.*, pp. 176-7.

形成しているが、州と同じようにプエルトリコ最高裁判所判決も、一定の条件で合衆国連邦最高裁判所において審査されうるからである。ただし、審査は、プエルトリコ最高裁判所の判決が合衆国憲法または法律の解釈に根拠がある場合だけ可能である。プエルトリコの憲法または法律の意味の解釈については、合衆国憲法または法律に違背しないかぎりプエルトリコ最高裁判所の判決が終極のものである<sup>32</sup>。

基本権の解釈については、プエルトリコ最高裁判所は、その範囲と最低限の保護について合衆国連邦最高裁判所が定めた解釈に支配されている。現在、プ

---

31 プエルトリコ自由同盟国家の司法部門自身による説明でも、次のように要約されている。La Rama Judicial de Puerto Rico, *Capítulo: El Poder Judicial del Estado Libre Asociado de Puerto Rico*, 2ª Ed., La Imprenta de la Rama Judicial de Puerto Rico, 2014, San Juan, p. 43. 「裁判所が有する司法審査権によって違憲と決めることは、司法部門と国家の他の部門と衝突する可能性を生ずるゆえに、憲法判例は、司法審査権の行使を制約する様々な法理を展開してきた」のであるが、この法理は、他の統治部門との不必要な衝突を避け、司法権の道徳的な権威と威厳を保つという目的において自己制限の手段なのである。

第一の原理として、争訟事件性の法理 (la doctrina del caso judicial) があり、これは、後日、正式に解決されることになる相対立する法的利益が存在する特定の争いが問題とされていなければならないというものである。原告適格 (legitimación activa) については、①申立人が明白で認識できる損害を蒙ったとき、②損害が実在し、直接的で、明確なものであって、抽象的または仮定のものではないとき、③実行行為と申立の損害との間に合理的な因果関係が存在するとき、そして、④訴えの理由が憲法または何らかの法律によって生ずるときに認められる (*Ibid.*, pp. 33-4.)。

また、成熟性の法理 (la madurez) も採られおり、すなわち、司法審査に値する具体的な争訟が始まっていないとてはならない。学術性 (academicidad) の法理は、争いがいぜんとして存在していなければならないというものである (*Ibid.*, p. 44.)。最後に、政治問題の法理 (cuestión política) があり、これは、権力分立の憲法上の原理に由来する。政治的争いは、その解決が他の統治部門に属するので、司法の決定になじまないというものである (*Ibid.*, pp. 44-5.)。こうした法理に加えて、最高裁判所は法律の有効性が問題とされるときには、その合憲性に重大な疑問が生じても、最初に、憲法問題を回避できる法律の合理的解釈があるか否かを決めなくてはならない (*Ibid.*, p. 45.)。

32 RAMOS, Carlos E., "La Constitución de Puerto Rico y el derecho constitucional perutorriqueno," *Criterio Jurídico*, V. 8, No. 2 (2008-2), Santiago de Cali (Colombia), pp. 117-8.



エルトリコの最高裁判所は、類似の憲法規定については合衆国連邦最高裁判所が認めたものよりも手厚い保護をすることができる（最小限の連邦領域の法理—“doctrina de ámbito mínimo federal”）。プエルトリコ憲法は、合衆国憲法に規定されていないこの国なりの憲法上の権利をもつことができるし、またもっている。こうした権利の保護の範囲と領域について最後に終局的に解釈するのは、合衆国連邦最高裁判所が定めた最小範囲の保護が与えられる他の基本権的権利の行使と抵触しないかぎり、プエルトリコ最高裁判所の任務である<sup>33</sup>。

最高裁は、憲法裁判所としての役割を強調する方向で改革がおこなわれてきたのであるが、1994年、控訴審として巡回控訴裁判所（un Tribunal de Circuito de Apelaciones）を設置したことで、その方向に大きく進展した。この改革によって、最高裁判所の審査権は、基本的に裁量によるものとなったからである。それが、サーシオレイライ（cerciorari=裁量上訴）である<sup>34</sup>。

最高裁判所がサーシオレイライの決定を下すか否かについては、5つの基準がある<sup>35</sup>。すなわち、

- ① 提起された問題が初めてのものかどうか。
- ② 初めての問題でなくとも、提起された問題に関する規定の文言が公益にとって重要であること。
- ③ 現行規定の再定義または変更しなくてはならないか。
- ④ 当該の事件において、第一審裁判所の法廷の間または控訴裁判所の法廷の間で対立があるかどうか。

33 *Ibid.*, pp. 118-9. したがって、『合衆国憲法の「最高法規（Cláusula de Supremacía）」（6条）によって、プエルトリコの憲法も法律も、合衆国憲法に反することはできない。したがって、連邦法が北アメリカの政府機関に犯罪捜査の仕組みとして電子機器によって電話の会話を傍受することを認めるのであれば、プエルトリコ憲法がどんな方法でも電話の傍受を明確に禁止していても、この方法は、適法なのである。同じように、プエルトリコ憲法が刑罰として死刑を禁止していても、死刑は、プエルトリコの領内で侵された『連邦の罪（delitos “federales”）』として、プエルトリコの合衆国地方裁判所が科すことができるのである』（*Ibid.*, p. 119）。

34 HERNÁNDEZ DENTON, Federico, “El Cerciorari en el Proceso Apelativo de Puerto Rico y Estados Unidos,” *Revsta Sistema Judiciales*, Centro de Estudios de Justicia de las Américas, CEJA, Instituto de Estudios Comparados en Ciencias Penales y Sociales, INEPIP, No. 13, 2008, p. 32.

35 *Ibid.*, p. 34.



- ⑤ 決定の承認または理由を示した命令の発行が、別の形で法律を擁護し、国法を導く最高裁判所の役割に寄与するかどうか。

## Ⅶ プエルトリコにおける信教の自由と政教分離原則

### 1 原告適格—政教分離原則と納税者訴訟

日本では、政教分離原則に関する裁判例の多くが、地方自治法242条の2に基づき民衆訴訟によって下されている。この民衆訴訟のモデルとなったといわれる納税者訴訟について、日本でも合衆国連邦最高裁の判例が紹介されている<sup>36</sup>。プエルトリコの最高裁判所が、この問題に最初に答えようとしたのが、ブスカリア判決である<sup>37</sup>。最高裁は、原告適格はプエルトリコ法の問題であるとし、訴えは公共訴訟の性格を有し、この訴訟ができなければ政府の違法な支出に対して効果的な救済手段がなくなってしまうだろうと指摘して、連邦レベルでの納税者訴訟を否認した合衆国連邦最高裁のメロン判決の準則を拒否した。同じ年、最高裁は、別の事件でも納税者訴訟を認めた<sup>38</sup>。

しかし、その後、納税者訴訟を禁ずる法律が制定された（1946年2月25日の法律2号）。この法律は、次のように規定する。

「プエルトリコのどの裁判所も、原告が納税者もしくは団体としての納税者

36 「原告適格に関するアメリカの判例理論の歴史的展開を見る場合に最初に挙げるべき重要な判例はFrothingham v. Mellon, 262 U.S. 447 (1923)である」。高橋和幸『憲法判断の方法』（有斐閣、1995年）241頁。この判決は、連邦レベルでの納税者の原告適格を否認したものであった。しかし、この判例は、フラスト事件判決（Flast v. Cohen, 392 U.S. (1968)）で変更され、連邦レベルでも納税者訴訟が認められた。この判決で納税者訴訟が認められる理由として、連邦議会が課税・支出権限の憲法上の制限に反して立法しているか否かが論じられ、この制限に「修正1条の国教分離・宗教活動の自由条項は議会の課税・支出権限に対する納税者を保護するための特定された制限」が当たることが挙げられている（同前、263頁）。フラスト判決は、「連邦納税者は連邦法の合憲性を争う原告適格を欠くとした」1923年のメロン判決に対し、「なお伝統的な個人的な権利・利益という基盤に立ちつつも、先に触れた『論理的関連』という限定の下に、納税者訴訟を認めたものである」（佐藤幸治『憲法訴訟と司法権』（日本評論社、1984年）123～4頁）。

37 Buscaglia, Tes. v. Corte, 64 D.P.R. 11 (1944).

38 Tugwell, Gobernador v. Corte, 64 D.P.R. 220 (1944).

を代表することより他に訴えもしくは手続も請求の資格を有しないとき、また納税者として法律……もしくは活動によって損害を蒙っているか、または蒙ることがあるときにも、どんな法律……または法律が認める公務員のどのような活動の有効性もしくは合憲性に不服を申し立てる訴えまたは手続き……を審理する裁判権を有しない」。

したがって、納税者訴訟は、明文をもって禁止されたのである。しかしながら、最高裁は、トーレス事件で次のように判示した<sup>39</sup>。

判決は、連邦最高裁のメロン判決に言及し、「一般的には、連邦の裁判権では、自分の利益が他の市民がもちうるような利益とは何らかのかたちで区別されなければ、納税者というだけの資格で訴訟の結果に利益を有するにすぎない者に原告適格は、否定されている」と述べた。次いで判決は、フラスト判決を引用し、「しかしながら、連邦最高裁判所は、納税者は国教設立禁止条項に従って政府の支出に不服を申し立てるときには、その原告適格を有する」と判示して、前記の一般準則の例外を認めたのである<sup>40</sup>。

さらに、判決は、フラスト判決の判旨と合衆国の憲法学説を引用し、「(憲法第2条)第3節(政教分離原則)と国の私立学校の支援を禁ずる規定の間に存在する緊密な関連性によって、前記の第2条第5節に従った請求の基準を採択している。憲法制定会議の歴史から分かることといえば、この憲法規定の目的の一つが多様な宗教の傘下団体の経営する私立学校を支援するために公金を使用することを避け、教会と国家と分離を護ることであった」と説示する<sup>41</sup>。

したがって、「この種の事件での原告適格については、憲法レベルの公的政策によって、訴訟が教会と国家との分離という憲法原則または国が私立学校を支援すること禁ずる条項に基づいているときには、納税者訴訟を禁ずる法律は適用されないと決するに至った」と結論づけている<sup>42</sup>。

39 *Asociación de Maestros P. R. v. Srio. Educación* [(Torres)], 137 D.P.R. 528 (1994), p. 569.

40 *Ibid.*, p. 538.

41 *Ibid.*, pp. 540-1.

42 *Ibid.*, p. 543.

## 2 信教の自由・政教分離原則と最高裁判所判例

プエルトリコ憲法は、信教の自由を保障するとともに政教分離原則を規定しているが、規定の文言は、合衆国憲法の修正1条の文言とはいささか異なる。修正1条は、「連邦議会は、国教を樹立し、または自由な宗教行為を禁ずる法律を制定してはならない」と定めるのに対して、1952年のプエルトリコ憲法2条3節は、「いかなる宗教も、国教とする法律を制定してはならず、宗教の自由な行使を禁じてはならない。教会と国家は、完全に分離しなくてはならない (Habr  completa separaci n de la Iglesia y el Estado.)」と定め、政教分離原則を明記している<sup>43</sup>。さらに、プエルトリコ憲法2条5節5項では、「国に属さない学校または教育施設の維持のために公有財産も公金も用いてはならない」と定め、公金支出にも制限を設けている<sup>44</sup>。したがって、政教分離原則については、プエルトリコ憲法の規定の方が、合衆国憲法の修正条項の規定よりも明確である<sup>45</sup>。そこで、信教の自由の侵害の禁止と宗教の援助の禁止が、合衆国憲法以上にプエルトリコ憲法では要請されていると解することもでき、両者の間の緊張は、不可避となっている。

この点について、プエルトリコの判例は、連邦最高裁判所の判例に追随してきた。ただし、合衆国における宗教団体が経営する私立学校への公的扶助が政教分離原則に反するという事件ではなく、雇用契約<sup>46</sup>や労使関係<sup>47</sup>、教会の決定に対する裁判所の介入<sup>48</sup>さらには信教の自由に対するプライバシーの権利<sup>49</sup>、教会財産の所有権<sup>50</sup>などの事件で問題とされてきた<sup>51</sup>。いずれにせよ、信教の自由と政教分離とが緊張関係にあることから、①そこにはプエルトリコ憲法の下で重要な権利を認めるなんらかの余地があるのか、②プエルトリコにおいては信教の自由は、連邦法が認めるものよりも広範であるから、必然的に連邦の国教禁止条項に反することになるのか、③プエルトリコで連邦の国教禁止条項よりも厳しい制限を認めることは、連邦の信教の自由の条項に反することになるの

43 前掲・拙稿「合衆国の占領と憲法—各国憲法と連邦領組織法の法文対照表」、152頁および157頁参照。

44 ただし、教育については、「公教育制度を設け、これを無償で完全に無宗派によるものとする」(2条5節3項)と定め、公金支出については、「公共目的および国家制度の維持と運営のために、いずれの場合にも法律による場合のみ、公共財産と公金を支出しなくてはならない」(6条9節)と定めている(同前、162頁参照)。

か否かという問題が生ずる<sup>52</sup>。

信教の自由に関する連邦裁判所判例も時代とともに変化してきているが、プエルトリコの判決の指針となっているものとしてサンテリア教の教会がフロリダ州のハイアリー市条例を信教の自由を侵害するとして訴えた事件がある。市は、食料とする目的以外に公私の儀式・祝祭で動物を犠牲に捧げることを禁ず

45 憲法制定議会では、まさにこの点が問題となった。当時の状況は、次のように説明されている。「カトリックの立場とプロテスタントの立場の本当の違いは、非宗教的または宗派的な教育・慈善機関に対する公的補助問題をめぐる立場にあった。カトリック教会が憲法は修正1条の法文を再録するにとどめるよう願ったのは、明らかに合衆国憲法では内容的により広範にわたる援助の余地が認められるという公立学校問題の前提が認められると確信していたことによる。他方では、プロテスタント教会は、宗派の学校への援助は、結局はカトリック教育の利益に帰するのではないかとおそれていた。当時すでに非宗教的な学校だけでなく教会区の学校に通う生徒に図書を贈呈することも (Cochran v. Louisiana State Board of Education, 281 U.S. 370 (1930)), 生徒の通学費を払い戻すことも適切である (Everson v. Board of Education, 330 U.S. 1 (1947)), と連邦最高裁判所が判決を言い渡していた。また、マッコラム事件において、一定期間自ら選択した宗教教育を受けることを生徒に許す法律を無効とした (McCullum v. Board of Education, 333 U.S. 203 (1948))。当時のプエルトリコでは、こうした判決が体现したいわゆる児童の福利の理論は、合衆国で認められるほどには、実際上認められていなかった。学校給食と教科書無償給付計画も、私立学校には拡大されていなかった。その代わりに、教会は、財産税を免除されていた」。したがって、カトリック教会とプロテスタント教会は、この「生徒の福利理論 (teoría del beneficio a la niñez)」で妥協できたのである。TRÍAS MONGE, José, *Historia constitucional de Puerto Rico*, V. III, Editorial de la Universidad de Puerto Rico, 1982, p. 178.

46 Díaz Hernández v. Colegio Nuestra Sra. Del Pilar, 123 D.P.R. 765 (1989); Mercado v. Universidad Católica de Puerto, 143 D.P.R. 610 (1997).

47 Academia San Jorge v. J.R.T., 110 D.P.R. 193 (1980).

48 Agostini Pascual v. Iglesia Católica, 109 D.P.R. 172 (1979).

49 Sunc. De Victoria v. Iglesia Pentecostal, 102 D.P.R. 20 (1974).

50 Amador Parrilla v. Concilio Iglesia Universal de Juscristo, 150 D.P.R. 571 (2000).

51 PITINO ACEVEDO, Yolanda, "Reflexionemos constitucionalmente," *La Revista de Derecho Puertorriqueño*, V. 36, 1997, p. 14; SANTIAGO LUGO, Israel, "Breve reflexión sobre la separación de Iglesia y Estado bajo la Constitución del Estado Libre Asociado de Puerto Rico," *Koinonía*, Anuario 2008/2009, Pontificia Universidad Católica de Puerto Rico, 2009, pp. 52-4.

52 ÁLVAREZ GONZALEZ, *op. cit.*, p. 1193.

る条例を制定したのにたいして、教会は、この条例は自由な宗教行為を侵害し違憲であるとして出訴した。連邦最高裁は、この主張を認め、条例を違憲であると次のように判示した (Church of the Lukumi Babatu Aye v. City of Hialeah)<sup>53</sup>。

自由な宗教行為について判例上確立された一般的な命題というのは、「中立的で広く一般に適用される法律が特定の宗教行為に負担をかけるという付随的な効果をもつものであれば、その法律は強度の政府の利益によって正当とする必要はないというものである<sup>54</sup>。中立であることと広く一般に適用できるということは相互に関連しており、この事件で明らかとなっているように、片方の要件を充足しないと、これは、他方の要件を充足していないことを示す可能性が高い。両者の要件を充足しない法律は、強度の政府の利益によって正しいとされなければならない、このような政府の利益を増進するためにぴったりあつらえたものでなくてはならない。この条例は、スミス判決の要件を充足していない」。つまり、法律が宗教諸派に対して中立的なものであって、特定の宗教行為を標的としているのではなく広く一般に適用されていて、たまたま（つまり付随的）な効果をもたらすのにすぎないのであれば、その法律は信教の自由を侵すものではないというのである。

このように、信教の自由の条項は、宗教を受け入れるよう求めている。しかし、政教分離原則は、宗教を受け入れることを拒もうとする。連邦最高裁は、政教分離原則を調整する原則を立てることによってこの矛盾に対処しようとしている。その代表的な判決として、連邦最高裁のレモン事件判決が引用されている<sup>55</sup>。この高名な判決は、次のように述べている。

「この分野ではどんな分析も、連邦最高裁判所が多年にわたって展開してきた基準の集積から始めなければならない。我々の判決からは、そうした基準を三つ拾い集めることができる。第一に、法律は、世俗的な目的のものでなければならない。第二に、その主なまたは一番の効果が宗教を促進するものでも妨

53 Church of the Lukumi Babatu Aye v. City of Hialeah, 508 US 520 (1993), p. 531.

54 参照判例を次のように掲げている。“Employment Div., Dept. of Human Resources of Ore. v. Smith, supra.”

55 ALVALEZ GONZALEZ, *op. cit.*, pp. 1193-4 : 「政教分離」『英米法百選 [第3版]』(1996年) 40頁。

げるものであってもいけない。最後に、法律は、政府と宗教との過度の関わり合いを生み出してはならない」。

このレモン判決については、「1980年代以降最高裁では、新しい合憲性判断基準（endorsementやcoersion test）が提唱されたり、レモン・テスト全廃が主張されたりと、このテストの有効性をめぐる状況は混沌としている」と指摘されていたが<sup>56</sup>、現在でもこのような状況に大きな変化はないようである。また、レモン事件判決は、「助成対象のほとんどはカトリック系私立学校であった。本来厳格分離主義的枠組であったレモン・テストがこのような事案で確立されたことに、カトリック教会に対する米国社会の伝統的冷やかさの一端を垣間見ることができよう」とも指摘されている<sup>57</sup>。

しかしながら、合衆国が少なくとも米西戦争以降占領したカリブ海と太平洋の島々は、そのほとんどがローマ・カトリックを国教としており、カトリック教会は、一大社会勢力であった。そのうえ、前記のサンテリア教は、キューバに輸入された黒人奴隷たちがアフリカからもってきた土着の信仰にカトリック教が取り入れられた混交宗教の一つであって、比較的近年になって合衆国に移民とともに定着した宗教である。したがって、合衆国による島嶼地域の占領以前には、ローマ・カトリック教が国教とされ、プロテスタント諸派の布教は制約される一方で、黒人を中心とする民衆には混交宗教が信仰されつつも、これは主流派の宗教家ら抑圧されていた。プエルトリコではこのサンテリア教にあたるのがエスピリティスモ（espirismo）である<sup>58</sup>。したがって、サンテリア教に関する連邦最高裁の判決は、プエルトリコの宗教にも指針を与えるものと考えられる。

合衆国が占領した島嶼地域には、信教の自由と政教分離原則が掲げられた「権利章典」が導入され、この自由と原則はプエルトリコ憲法に結実し、とくに政教分離原則は、合衆国よりも厳格に規定されたのである。したがって、「厳格分離主義的枠組」であったレモン・テストをプエルトリコ憲法の厳格な政教分離規定に適用するという方法は、それなりに整合的である。つまり、合衆国の連邦最高裁の判例の動向とは別に、レモン・テストはプエルトリコ憲法の規定によって独自の有効性が認められるのである。

56 同前・「政教分離」、41頁。

57 同前。

### 3 政教分離原則をめぐるプエルトリコ最高裁判所判決

#### (1) 政教分離原則とプライバシーの権利

宗教活動にともなう騒音は、どこまで許されるのかという問題について（騒音に対してプライバシーの権利が認められるのか）、ペンテコスト派教会の活動にともなう騒音をめぐる事件において、1974年、最高裁判所の法廷意見は、次のように述べている<sup>59</sup>。

「憲法上の保護は、良心の自由にも及ぶが、苦痛を与える自由を守っているわけではない。国は、宗教的信念や信条に干渉することはできないが信者が家族のプライバシーの権利をなくしてしまうほどまでに侵害するときには、その参加の方法に干渉することはできる」<sup>60</sup>。したがって、「この民事訴訟を可能とする迷惑禁止法は、被上訴人の権利を回復するのに適切な手段である。これらの者は、騒音が家に入ってくるのを防止する『障壁』を求める権利を有する」と<sup>61</sup>。国は、信者の宗教的信条に干渉することはできないが、信者の宗教活動が家族のプライバシーの権利をはなはだしく侵害する場合には、こうした宗教活動に干渉することができるのである<sup>62</sup>。

ところが、この判決は、宗教団体の反発を招き、反対運動は、宗教活動にともなう音声を刑法と民事訴訟法の適用範囲から除外する法改正（1974年4月29

58 政府は、こうした宗教を近代化の障害物と見なし、迷信として排斥しようとした。その矛先は、農村地帯のアフリカ系住民に向けられがちであった。「迷信反対運動は、同じように有色の市民を標的にしたのではなかったが、プエルトリコの役人や批判的文化人は、農村の貧しい人たちに着目し、こうした人たちは一般的に市民として自分の責任を引き受けるのには適していないと考えた。しかしながら、20世紀のプエルトリコでは暴力的な迷信反対運動の残した傷は、きわめてまれであった。政府の役人は、宗教指導者の活動が農村の労働を乱すとき、またはその動員が平安を乱すものと解するのが明白となった時点で、そうした宗教指導者を逮捕したのである」。つまり、暴力ではなく、世論と啓蒙によって対処しようとしたのである。ROMÁN, Reinaldo L., *Governing Spirits: Religion, Miracles, and Spectacles in Cuba and Puerto Rico, 1898-1956*, The University of North Carolina Press, Chapel Hill, 2007., p. 8.

59 Sucn. De Victoria v. Iglesia pentecostal 102 DPR 20 (1974).

60 *Ibid.*, p. 28

61 *Ibid.*, p. 30.

62 *Artículo 2-3: libertad de Culto*, <http://www.ramajudicial.pr./leyes/constitucion/articulo2-3.htm>



日の法律21号および22号)に至った。そこで、またしてもペンテコスト教会の近くのある家族が、この教会から漏れ出てくる騒音を理由に、教会に対して差し止めと損害賠償を請求した。訴えの一部として原告は、宗教活動を適用範囲から除外する法律21号および22号の合憲性を争った。ペンテコスト派の教会活動によって騒音による被害の救済を求めた者が損害賠償と違憲の宣言を求めて出訴したのである<sup>63</sup>。事件は、最高裁で審理され、裁判官の意見は割れたが、法律21号(刑法の改正部分)が違憲であることでは一致を見た。最高裁の首席裁判官を含む三人の裁判官の賛成意見(一部反対意見)は、以下のように訴訟の経緯を説明する<sup>64</sup>。

第一審裁判所は、証拠を精査して、事実の概要について次のように判示した。被害者の「住居から30メートルに位置する教会は、週に4回、すなわち火曜、水曜および木曜日の夜ならびに日曜日の午前8時から午後1時まで、宗教儀式を執り行っていた。この儀式の間に、信徒たちは、大声で賛美歌を歌い、拡声器で話し、大音響のエレキギターを含むさまざまな管楽器・打楽器を演奏し、その結果、生じた音声は、敷地を超えて近隣住民の平穏と静寂を害した。寺院には気温調節もなく、防音壁や屋根もなかったので、儀式で生じた騒音は、近隣全体に、特に被害者家族の住居に広がった」。

第一審裁判所は、また次のように説明している<sup>65</sup>。「この状況を解決するために請求人が司法以外の方法を尽くしたが徒労に終り、環境保全委員会は、紛争を有効に解決するのに必要な手段を欠いていた。……当局には全国の騒音測定調査官は、二人しかおらず、……一件あたりの争いを解決するのに約256日を要していた。他方、警察は、法律が明示的に宗教儀式の間に生じた騒音をその適用範囲から除外しているため、紛争に介入しなかった」。

そして、次のように結んでいる<sup>66</sup>。「請求人の私生活は、『自分と家族にとって本当の地獄』となって」おり、「こうした状況では、平和的な家族生活の共存は、不可能であった」。

以上のような事実に基づき、最高裁は、政教分離原則の適用原理を考察す

63 Lasso v. Iglesia Pent. La Nueva Jerusalem 129 D.P.R. 219 (1991)

64 *Ibid.*, p. 260-1.

65 *Ibid.*, p. 261.

66 *Ibid.*, p. 262.

る<sup>67</sup>。「信教の自由と国教設立の禁止とのあいだにある必然的な対立を解決するための最良の基準は、当該行為の中立性概念である。この基準の助けをかりれば、行為の宗教的性質によって宗教組織は他の組織と同じ平面に立たされないから免責されるということは、国教設立禁止条項に違反する。多元的社会では、国家は、信者にもそうでない者にも中立でなければならない。自分のそれぞれの信条を広げ、守るのは、国家ではなく市民の役割なのである」。

そして、この中立性原則は、連邦最高裁判所のエヴァソン判決に由来するとして、次のように説示している。

「修正第1条の『国教』条項は、少なくとも次のことを意味する。すなわちそれは、州も連邦政府も、教会を建てることはできない。州と連邦政府のいずれも、ある宗教を援助し、すべての宗教を援助し、またはある宗教を他の宗教より優遇する法律を制定することはできない。州と連邦政府のいずれも、何人に対してもその意思に反して教会に行くか、または教会に行かないよう強制もしくは強要することはできず、またある宗教を信じるか、または信じないよう強制することはできない。何人も、宗教的信念を支持し、もしくは信奉することをもって、または信奉しないことをもって、また、教会を援助し、もしくは援助しないことをもって、処罰されることはない。どのような名称であろうとも、宗教教育もしくは実践のために用いられる形態がなんであれ、宗教活動もしくは祈願を維持するために、額の多寡を問わず、租税を課すことはできない。また、州も連邦政府も、公然であろうと非公然であろうと、いかなる宗教組織または団体の事柄に参加することはできないし、その逆も同じである」。その上で、三つの判断基準を掲げる<sup>68</sup>。「この法理から求められるのは、国教条項に抵触には、国家行為は、三つの主要原則、つまり、(a)それが世俗目的を有すること、(b)その効果が宗教を促進も圧迫もしないこと、(c)それが宗教問題への過度のかかわりをもたらさないことという三つの原則をパスすることである（ピラール学校事件）」<sup>69</sup>。ここでは、プエルトリコ最高裁判決のピラール学校事件（Colegio del Pilar）<sup>69</sup>だけでなく、合衆国連邦最高裁の判例も幾つか引用され

67 *Ibid.*, p. 273.

68 *Ibid.*, pp. 273-4.

69 前記注(46)参照。

ている<sup>70</sup>。

しかし、この意見に対して、次のように批判する反対意見を展開した裁判官もいる。まず、憲法制定議会の議論に基づき、プエルトリコの政教分離原則は、「連邦憲法の修正第1条にかかわる北アメリカの憲法理論をまるごと組み込んだのであって、この修正第1条を合衆国連邦最高裁判所が解釈してきた」と指摘する<sup>71</sup>。その上で、連邦最高裁のウォーラス対ジャフリー事件判決（Wallace v. Jaffree, 474 U.S. 38, 91 (1984)）におけるウィリアム・レンクイスト首席裁判官の少数意見に言及し、次のように述べる<sup>72</sup>。「ジェームズ・マディソンとトマス・ジェファソンは、国家と教会の間には、『分離の壁（“pared de separación” (the wall)）』がなくてはならないということを決して考えなかった。それどころか、レンクイスト首席裁判官の証明したところによると、両者の思想は、……国教設立の禁止は、ただ単に公式な国教の設立を妨げ、国家が諸宗教間で差別することを禁止しようとすることを意味したにすぎなかった」と<sup>73</sup>。

そして、賛成意見は、「エヴァソン対教育委員会事件判決が何年も前につくった教会と国家との間の『分離の壁』という今日では時代遅れの使い古された信用のない理論を、誤ってできるだけ復活させようと主張している」とエヴァソン判決の限界を指摘する。賛成意見は、「その後の判決で、前記『分離の壁』理論は『まったく正確だというわけではなく』、また『なんとか認識されるような』『あいまいでぼやけて変わりやすい』理論にすぎない、と連邦最高裁判所自体が認めたということのを避けているか、または無視している<sup>74</sup>。また、この意見は、教会と国家との間の『絶対的分離』理論は連邦最高裁判所が実際には捨てて、日ごとに国家の中立性原理に接近しているという視点を見

70 “Lemon v. Kurtzman, 403 U.S. 602 (1971); Wallace v. Jaffree, 472 U.S. 38 (1985); Meek v. Pittenger, 421 U.S. 349 (1975); Committee of Public Education v. Regan, 444 U.S. 646 (1980); Everson v. Board of Education, supra; Rotunda, Nowak y Young, supra, sec. 21.3, págs. 344-345.” *Ibid.*, p. 274.

71 Lasso v. Iglesia Pent. La Nueva Jerusalem, *cit.*, p. 251.

72 *Ibid.* p. 252.

73 *Ibid.*, p. 252.

74 参照判例を次のように掲げている。“Lemon v. Kurtzman, 403 US 602, 614 (1971); Tilton v. Richardson, 403 US 672, 677-678 (1971); Wolman v. Walter, 433 US 229, 236 (1977); Lynch v. Donnelly, 465 US 668, 673 (1984)”

失っている<sup>75</sup>」と論じている<sup>76</sup>。

さらに、「従順で自動的な筆記者のように、文字どおりにレモン判決をもとにつくられた『基準 (el “criterio” (test))』を適用し続ける」のも誤りであると続ける<sup>77</sup>。これもまた、「この『基準』は連邦最高裁判所の構成裁判官が後に単なる『案内 (una “guía”)]』として<sup>78</sup>、また『ポストの印以上に役立つものでない』ものとして、書いたということをさけているか、または無視している<sup>79</sup>。些細なことであるかのように、……連邦最高裁判所は、リンチ事件 (Lynch v. Donnelly) において前記「基準」がけって連邦最高裁判所を拘束するものではないということを明らかにし、さらに審理にいたった二つの事件でその適用を拒否しさえしている<sup>80</sup>」と指摘して、レモン判決の基準の適用方法も批判している<sup>81</sup>。つまり、この意見は、賛成意見を「自動的・機械的なかたちで適用された古びた時代遅れの憲法理論に基づいている」と難じているのである<sup>82</sup>。

最後に、請求人に対して「2万5千ドルの不適切な金額を認める多数派の裁判に断固反対するものである」と述べ<sup>83</sup>、賠償金額に反対して、さらに、「本裁判所が不自然で真実性を欠くような高度に疑わしい事実ではない証拠に基づいて有責であるとして實際上宗教施設に経済的な破滅をもたらすことは、まことに嘆かわしい」と結んでいる<sup>84</sup>。

---

75 参照判例を次のように掲げている。“Cf. Roemer v. Maryland Public Works, 427 US 736, 747 (1976); Tribe, *Constitutional Law*, 2<sup>nd</sup> ed. 1988, p. 1166-7.”

76 *Ibid.*, p. 253.

77 *Ibid.*

78 参照判例を次のように掲げている。“Committee for Public Education & Religious Liberty v. Nyquist, 413 US 756 (1973)”

79 参照判例を次のように掲げている。“Muller v. Allen, 463 US 388 (1983); Larkin v. Grendel’s Den, Inc., 459 US 116 (1982)”

80 参照判例を次のように掲げている。“March v. Chambers, 463 US 783 (1983); Larson v. Valente, 456 US 228 (1982)”

81 *Ibid.*, p. 254.

82 *Ibid.*

83 *Ibid.*

84 *Ibid.*, p. 257.